

平成 29 年度 第 1 回刈谷市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時	平成 29 年 8 月 28 日 (月) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 45 分	場 所	刈谷市役所 701 会議室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者を代表する委員 宮田公裕委員、岡田圭市委員、酒井秋弘委員、正木 卓委員</li> <li>・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 斎藤敏明委員、丸上善久委員、長澤恒保委員、中川義之委員</li> <li>・公益を代表する委員 山崎高晴委員、稲垣雅弘委員、外山鉦一委員、加藤峯昭委員</li> <li>・被用者保険等保険者を代表する委員 伊藤実歩子委員、高西直樹委員</li> <li>・当局出席者 竹中市長、鈴木福祉健康部長、黒岩国保年金課長、石川課長補佐兼国保賦課係長、増田国保給付係長</li> </ul>		
欠席者	無し		
討議内容	<p>議題 (1) 会長及び副会長の選出について</p> <p>会長には山崎高晴委員を、副会長には稲垣雅弘委員をそれぞれ選出した。</p> <p>議題 (2) 平成 28 年度の事業結果について</p> <p>事務局からの説明に対し、次のとおり委員からの質問があり、事務局からの回答を踏まえ、委員の了承を得た。</p> <p>委員：第三者行為求償事務を国民健康保険団体連合会へ委託しているが、委託料はいくら支払い、損害保険会社からいくら支払われたのか。もともと損害保険会社が支払うべきものを医療保険が立て替えているものなので、適正な委託料が望まれる。</p> <p>事務局：委託料は、1 件ごとに支払う方法となっており、委託料の計算方法は、賠償金額の 3% に消費税 8% を加えた額である。平成 28 年度は 22 件委託し、損害保険会社から 5, 161, 755 円払い込みがあり、国保連合会に委託料を 167, 218 円支払った。</p> <p>委員：第三者行為の手続き等について周知し、医療費の適正化を進めて欲しい。</p> <p>委員：国民健康保険の加入者が減っている理由は何か。また、「特定健康診査の受診率がどれだけ上がると医療費がどれくらい削減できる」というような</p>		

データを持っているのか。

事務局：加入者が減っている原因としては、社会保険加入の適用範囲が拡大により、社会保険に移行されたためと考えている。また、質問のようなデータは持っていない。特定健康診査は透析に繋がる糖尿病などの生活習慣病のリスクのある人を把握し、未然に防止するものであり、人工透析にかかる医療費は一人当たり数百万円となるため、特定健康診査の受診率が向上すれば、医療費の削減に繋がる。

その他として2点説明した。

その他（1）国民健康保険の財政運営の都道府県単位化について

事務局から説明に対し、次のとおり委員からの質問があり、事務局が回答した。

委員：都道府県単位化にあたり、市町村の格差を是正している県としていない県があると聞いている。愛知県がそれをやっておらず保険税負担が8%上がるというなら問題があるのではないか。

事務局：この試算は、国の1,700億円の財政支援が加味されていないなど精度の低いものである。他県との違いについて把握できていない部分も有るが、今後の算定においては順次調整されることとなる。

その他（2）国民健康保険高額療養費受領委任払制度の実施について

事務局から説明を行った。この件に関する質問は無かった。

その他、次回の国民健康保険運営協議会の開催は、平成30年1月下旬から2月上旬を予定しており、必要に応じて第3回をお願いする旨を説明し、終了した。